

今月のなるほど

読み書き障害とは ～わかる授業のために～

通常の学級担任をしていると、たどたどしい音読をする児童・生徒や、漢字がなかなか書けなかったり読めなかったりする児童・生徒に出会うことがあります。

「漢字が覚えられないなら書きなさい。1回書いて覚えられないなら100回書きなさい。」などという指導が有効な場合もあるかもしれませんが、LDの場合、それでは効果が無いばかりか、児童生徒に多大な負担を強いてしまっていることがあります。

読み書きに障害があるとは、どのような状況なのでしょう。また、効果的な指導方法はあるのでしょうか。

1 読み書き障害とは

読み書き障害とは、LD（学習障害）に含まれる障害です。

文部科学省によるLDの定義では、

「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはない(①)が、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す(②)様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない(③)。」とされています。

① 全般的な知的発達に遅れはない

知的に遅れはないのですから、学習を積み上げれば本来なら成果が出るのが予想され、発表などはできるのに、テストになると点数がとれない、という状況が起こっていると考えられます。

全般的な知的発達の遅れがある場合には、教え方を工夫するというよりも、児童の実態に合わせて進度や内容を調整していくことが支援のポイントになりますが、LDの場合は、教え方を工夫するなど、異なる支援が必要になります。

② 特定のものの習得と使用に著しい困難を示す

読み書きはできるけれども計算が苦手だったり、逆に計算はできるのに文章が読めなかったりすることが考えられます。

ただし、学年が上がるにつれ、「読むこと」や「書くこと」のつまづきが学習全般に影響を及ぼし、学力不振となってしまっている場合も考えられます。

③ 環境的な要因が直接の原因となるものではない

他の障害や環境が、学習に向かう集中力や意欲を低下させ、それによって学習が定着しないという場合もありますが、学習障害は環境要因が直接の原因ではありません。

そもそも、読み、書きの苦手さは、中枢神経系の機能に何らかの障害があることに起因していると考えられています。

なお、DSM-5（精神疾患の分類と診断の手引き）では、限局性学習症又は限局性学習障害という診断名で訳されています。SLD と表記されることもあります。

2 学習における困難さの要因と具体的な指導・支援

① 学習面における困難さについて

LDのある児童生徒は、学習の特定の領域につまずきが見られます。

例えば、会話で話すことは学年相応、またそれ以上にできるのに、本を『読む』ことになると、途端に困難さを示すといった状態が見られます。

LDは、認知過程（情報処理過程）のどこかに十分機能しないところがあり、その結果、学習面で深刻なつまずきを生じていると考えられています。情報処理過程とは、情報を受け、整理、関係づけ、表出するといった一連の過程です。

聴覚的な刺激を処理する能力や、聴覚的弁別、聴覚認知などにつまずきがある場合には、聞いて理解したり覚えたりすることや、読みにおいても困難さを生じることがあります。読みは、文字という視覚的な情報を頭の中で音に変換する作業が必要なため、こうした認知能力とも深く関わっています。

また、視覚的な刺激を処理する能力につまずきがある場合には、読み、書きといった視覚から入出力をする言語に影響を与えます。

その他、記憶する能力（学習したことを蓄積する力、学習の過程で処理する際に必要となる一時的、作動的な記憶など）や、注意の問題など、能力が十分に機能しないと学習面での困難さをもたらします。

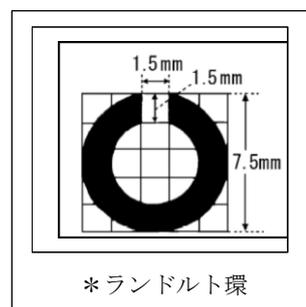
② 学習における指導・支援について

見て理解することが得意な場合には、言葉による説明だけではなく、絵や実物、実演などを提示すると理解しやすくなると考えられます。

視覚的な入力につまずきがある場合、視覚機能に何らかの要因がある場合があります。両眼視力、視野、色覚、眼球運動などの機能につまずきがある場合、視力矯正や、ビジョントレーニングなどを取り入れるなどの「見る」部分への支援アプローチが考えられます。また、文字が揺れてみえたり、ゆがんで見えたりしている場合があることも最近の研究では分かっていますが、このことに本人が気づいていないことが多く、周囲がそれを理解することには、さらに時間を要する場合があります。

学校における視力検査は、ランドルト環*と呼ばれる一部が切れた円を用い、5メートルの距離から片眼ずつ測定する、遠見片眼視検査です。

児童生徒の中には、この検査では視力が出ていても、両眼で見る（両眼視）や、近くを見る（近見）ことが難しい場合があります。また、止まっているものを見る静止視力と動いているものを見る動体視力に差がでることもあります。



このような、目からの入力時に負荷がかかる場合には、集中を維持するのが困難であったり、疲れやすいなどの状態に陥っている場合があります。

このような場合には、もう少し詳しく調べる必要があるかもしれません。

「見る」力のアセスメントについては、養護教諭などとも連携することが大切です。

聞いて理解することが得意な場合には、絵や図だけではなく、言葉によって説明を加えると理解しやすくなる場合があります。

読んだり書いたりすることが苦手で、なかなか学習が進まなくても、学級全員の音読や、先生の範読を聞いたり、昔話などを繰り返し聞くことで話の内容や言葉を覚えたりもします。このように、聞いて覚えることが得意な場合には、その聴覚的な情報を絵や図などと結びつけて記憶することで、言葉の数や表現に幅が出てくることが考えられます。聞くことが得意だからといって、視覚支援をしなくてもよい、ということではなく、組み合わせることでより理解が深まると考えることが大切です。

また、一つ一つ継時的に処理することが得意な場合には、順序立てて情報を提示することが大切になり、全体像を把握し、同時的に処理することが得意な場合には、全体像が分かる提示を工夫すると、効果的な支援になります。

このような、児童生徒の認知特性については日頃の様子や WISC-IV、K-ABC II などの心理検査の結果などから知ることができます。それぞれの認知の特徴によって、指導の方法を工夫することが大切です。

このほかにも、短く端的な指示、書く量の調整、文字の拡大、ルビ振り、読む部分だけが見える自助具（スリット等）の使用、読み上げソフトなど ICT 機器の使用などが考えられます。

LD の児童生徒は、知的発達に遅れはないので、本当はできることも多いのに、学習でその力を発揮できていないことがあります。また、なぜ書けないの？読めないの？ということが周囲に理解されず、努力不足と受け取られて注意を受けたり非難されたりしてしまうことが考えられます。

そのような評価を何度も受けたり、学年が上がるごとに学習全般への影響が大きくなったりし、自己評価の低下や自信のなさから人と関わることを避けるなどの二次的な障害を生じてしまうことがあります。

自信を失わず、自分の特性を理解し、生活環境を自ら調整するなどの力をつけ、社会で自立した人生を送ることができるよう、支援していくことが大切です。



スリットの使用

3 入試における合理的配慮

大学入試センター試験において、LDに関しても配慮が実施されています。独立行政法人日本学生支援機構の平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書によると、入学者選抜における配慮の主な内容は、「試験時間の延長」「別室の設定」「チェック解答」などが実績として挙げられています。

受験上の配慮の決定は、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、受験上の配慮事項が決定されます。決定にあたっては、個々の症状や状態等を総合的に判断されます。

4 おわりに

新学習指導要領総則第4の2（1）障害のある児童などへの指導には、

「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」

と書かれており、それぞれの障害特性に応じた指導方法の工夫は、通常の学級でも行うこととなっています。

具体的な困難の状態に応じた指導の工夫については、学習指導要領解説の各教科編にも詳しく記述されています。

どの子どもも学びたい、認められたい、自信を持って成長したいという願いは同じなのだということを忘れず、あたたかい学級づくり、人間関係づくりをしながら、支え合う学級の中で多様な子どもたちを育てていくことが大切です。

- 参考文献
- 『DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引』医学書院
 - 『特別支援教育の基礎・基本』独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
ジアース教育新社
 - 『学習につまずく子どもの見る力』玉井浩監修 奥村智人・若宮英司編著
明治図書